

「平戸市工事等情報共有システム」の運用に関するQ&A (R8.4.1)

Q1 工事等情報共有システム（以下、「情報共有システム」という。）とは、どのようなものでしょうか？

A1 インターネットを利用して、工事帳票等(工事打合せ簿、業務打合せ簿、段階確認書等)の作成・提出・決裁・整理が行えるシステムです。また、インターネット環境があれば、モバイル端末やパソコンから閲覧や処理(決裁)する事が可能となります。

Q2 情報共有システムを利用するメリットはありますか？

A2 従来の紙媒体では、工事帳票等を作成し印刷後、市役所へ出向いて監督員へ提出する必要がありましたが、情報共有システムを利用すると、インターネット経由で提出するため、現場代理人が市役所へ出向く必要がなくなります。

Q3 情報共有システム提供者とは、システム開発事業者とは？

A3 情報共有システム提供者とは、国土交通省HPの「工事施工中・業務履行中における受発注間の情報共有システム機能要件」(※1) 及び「工事施工中における受発注間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」(※3)を参考にシステムを開発した事業者のことで

システム開発事業者とは、同HPの「情報共有システム提供者における機能要件（工事・業務）対応状況一覧表」(※2) 「情報共有システム提供者における機能要件（営繕工事）対応状況一覧表」(※3)に掲載されている事業者のことで

(※1) 国土交通省HP (http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_rev20/)

(※2) 国土交通省HP (http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/)

(※3) 国土交通省HP (<http://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html>)

Q4 利用する情報共有システムは、どの事業者が提供するものでもいいですか？

A4 受発注者間において事前相談を行った上で、長崎県と協定締結をしているシステム事業者を選択してください。対象事業者は、長崎県HPの『長崎県土木部における情報共有システム運用ガイドライン』最新版にてご確認ください。なお、平戸市では、LGWAN（総合行政ネットワーク）を介して提供される「LGWAN-ASP」の使用を推奨しています。

Q5 情報共有システムを利用するには費用がかかりますか？

A5 利用には費用がかかります。受注者が工事ごとに情報共有システム提供者へ利用申し込みを行い、利用料（登録料及び利用料）を支払うことになります。具体的な費用(基本料金・月額)については、情報共有システム提供者にお問い合わせください。

利用料については、土木工事の場合は、土木工事標準積算基準書等の共通仮設費計上分（技術管理費）に含まれています。営繕工事の場合は、公共建築工事共通費積算基準により共通仮設費に積上げ計上する必要があります。その他については『平戸市工事等情報共有システム運用ガイドライン』中「3 情報共有システム利用料」にてご確認ください。

Q6 情報共有システム提供者への利用申し込みは、工事ごとになるのでしょうか？

A6 工事1件ごとに利用申し込みが必要です。

Q7 情報共有システムの利用期間は、いつまでですか？

A7 受発注者間で利用できる期間は、受発注者間での協議が整い、情報共有システム利用の決定後から、原則、工事完了日（完成通知日）までとします。

Q8 利用期間中、情報共有システムの利用中止や提供者変更は可能でしょうか？

A8 情報共有システムの利用中止は可能ですが、情報共有システムの途中変更については使用に支障が認められない限り原則認めません。受注者は情報共有システム提供者との利用規約を確認の上、中止及び変更を行う必要があります。また、中止や変更に伴い発生する費用については、受注者負担とします。

Q9 情報共有システムで処理した工事帳票等（電子データ）の電子納品は可能でしょうか？

A9 「平戸市工事等情報共有システムを使用した電子納品試行ガイドライン」を適用する場合は、電子納品実施の有無について監督員と協議を行って下さい。

Q10 情報共有システムを使用した場合に、工事成績評価表の加点はありますか？

A10 情報共有システムの使用の有無について、成績評価による評価は行いません。